

高知県屋外広告物条例

〔平成 8 年 3 月 26 日〕
〔高知県条例第 5 号〕
平成 22 年 6 月 29 日 最終改正

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 広告物等の規制

第 1 節 禁止、許可等（第 3 条—第 16 条）

第 2 節 表示又は設置する者等の義務（第 17 条—第 22 条）

第 3 節 違反に対する措置等（第 23 条—第 33 条）

第 3 章 屋外広告業（第 34 条—第 49 条）

第 4 章 高知県屋外広告物審議会（第 50 条）

第 5 章 雑則（第 51 条—第 54 条）

第 6 章 罰則（第 55 条—第 60 条）

附則

（参 照）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示する場所及び方法並びに広告物を掲出する物件の設置及び維持並びに屋外広告業（法第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業をいう。以下同じ。）に関して行う規制その他必要な事項について定めることにより、広告物の周辺景観との調和及び質の向上を図り、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物等の在り方）

第 2 条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、その形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他表示又は設置の方法が、公衆にとって快適であり、かつ、周囲の環境に調和しているとともに、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第 2 章 広告物等の規制

第 1 節 禁止、許可等

（禁止地域等）

第 3 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地

法第 2 条第 1 項

（P 49）

規則第 2 条第 3 項

（P 87）

規則別表第 1

（P 97）

規則第 2 条第 2 項

（P 87）

（1）指定除外区域なし

- 域、第二種中高層住居専用地域、景観地区(知事が指定する区域に限る。)、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区(知事が指定する区域を除く。)
- (2) 景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の規定に基づき指定された準景観地区であって、同法第75条第1項及び第2項の規定に基づき市町村の条例により規制される地域のうち、知事が指定する区域
- (3) 景観法第76条第1項の規定に基づき市町村の条例(第5条第5号において「地区計画等形態意匠条例」という。)により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域
- (4) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園(知事が指定する区域を除く。)
- (5) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定に基づき指定された建造物及びその周辺で知事が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定に基づき指定され、又は仮指定された地域
- (6) 高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条第1項又は第26条第1項の規定に基づき指定された建造物及びその周辺で知事が指定する範囲内にある地域並びに同条例第30条第1項の規定に基づき指定された地域
- (7) 前2号に掲げる区域の周囲の地域で知事が指定する区域
- (8) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号の規定に基づく名所又は旧跡の風致の保存のための保安林のある地域(知事が指定する区域を除く。)
- (9) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項又は第22条第1項の規定に基づく原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域
- (10) 高知県自然環境保全条例(昭和48年高知県条例第27号)第14条第1項又は第27条第1項の規定に基づく高知県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域
- (11) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定に基づく保存樹林のある地域
- (12) 高速自動車国道及び自動車専用道路(当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域を除く。)の全区間並びにこれらの道路以外の道路(当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域を除く。)のうち知事が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道(以下「鉄道等」という。)のうち知事が指定する区間
- (13) 道路又は鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域
- (14) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園並びに社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条各号に規定する公園及び緑地の区域
- (2) 指定なし
- (3) 指定なし
- (4) 指定除外区域なし
- (7) 指定なし
- (8) 指定除外区域なし
- (12) 告示
(P127)
- (13) 告示
(P127)

(15) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び
海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく海岸保全区
域

(16) 前号に掲げる区域の付近の地域で知事が指定する区域

(17) 湖沼、溪谷、海浜、高原、山及びこれらの付近の地域で知事が指定す
る区域

(18) 港湾、漁港、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定す
る区域

(19) 官公署、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する
ものに限る。）、図書館、公会堂、公民館、集会所、体育館、博物館、
美術館及び公衆便所の建物及びその敷地

(20) 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場

(21) 社寺及び教会の境域で知事が指定する区域

(22) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維
持するために必要なものとして知事が指定する地域又は場所

（禁止物件）

第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはなら
ない。

(1) 橋、トンネル及び高架構造物

(2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの

(3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関
する法律第2条第1項の規定に基づく保存樹

(4) 信号機、道路標識、道路情報管理施設、歩道さく、車道さく、駒止め、
分離帯、植樹帯、里程標その他これらに類するもの

(5) 道路のうち知事が指定する区間に設置された電柱

(6) 国又は地方公共団体が設置した街灯柱及び消火栓標識

(7) 消火栓及び火災報知機

(8) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス及び路上変電施設

(9) 送電塔、送受信塔及び照明塔

(10) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの

(11) 形像、記念碑その他これらに類するもの

(12) 景観法第19条第1項の規定に基づき指定された景観重要建造物（知事
が指定するものに限る。）及び同法第28条第1項の規定に基づき指定さ
れた景観重要樹木

(13) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維
持するために必要なものとして知事が指定する物件

2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

3 次に掲げる物件には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示
してはならない。

(1) 電柱、街灯柱、消火栓標識その他これらに類するもの（第1項第5号

(16) 告示（P127～128）

(17) 指定なし

(18) 指定なし

(21) 指定なし

(22) 告示
（P127～128）

(5) 指定なし

(12) 指定なし

(13) 指定なし

及び第6号に掲げるものを除く。)

- (2) アーケード、アーチその他道路を横断する工作物の支柱
(許可地域等)

第5条 次に掲げる地域又は場所(第3条各号に掲げる地域又は場所を除く。)において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 知事が指定する市町村に所在する都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域
- (2) 市民農園整備促進法第2条第2項に規定する市民農園
- (3) 森林法第25条第1項第11号の規定に基づく名所又は旧跡の風致の保存のための保安林のある地域
- (4) 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域(知事が指定する区域を除く。)
- (5) 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第3号の規定により知事が指定する区域を除く。)
- (6) 道路又は鉄道等のうち知事が指定する区間及び道路のうち当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域
- (7) 道路の沿道の地域で知事が指定する区域
- (8) 鉄道等の沿線の地域で知事が指定する区域
- (9) 第3条第15号に掲げる区域の付近の地域で知事が指定する区域
- (10) 湖沼、溪谷、海浜、高原、山及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- (11) 港湾、漁港、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- (12) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして知事が指定する地域又は場所
(広告物活用地区)

第6条 知事は、市町村長の申請に基づき、第3条各号に掲げる地域又は場所以外の地域において、活力ある街並みを維持する上で広告物又は掲出物件が重要な役割を果たしていると認める区域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 広告物活用地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定による許可は、要しない。

3 知事は、市町村長の申請に基づき必要と認めるときは、広告物活用地区の指定を変更し、又は解除することができる。

(広告景観形成地区)

第7条 知事は、市町村長の申請に基づき、第3条各号又は第5条各号に掲げる地域又は場所において、良好な景観を保全し、又は創出するため、秩序ある又は節度ある広告物又は掲出物件による景観の形成が特に必要であると

規則第2条第2項第3号、
第3条

(P87)

(1) 告示

(P129)

(4) 指定除外区域なし

(5) 指定除外区域なし

(6) 告示(P129)

(7) 告示(P129)

(8) 告示(P129)

(9) 指定なし

(10) 指定なし

(11) 指定なし

(12) 指定なし

規則第3条

(P87)

告示

(P133~P156)

認める区域を、広告景観形成地区として指定することができる。

2 前項の規定に基づき広告景観形成地区の指定を申請する市町村長は、次に掲げる事項を定めた広告物の表示又は掲出物件の設置に関する方針を作成して知事に提出しなければならない。この場合において、当該方針は、その定める事項に関し、当該広告景観形成地区における一般規制規定（当該広告景観形成地区に指定されないとしたときに当該区域に適用されるべきこの条例及びこの条例に基づく規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限の規定をいう。以下この条において同じ。）を緩和するものであってはならない。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想
- (2) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他表示又は設置の方法に関する事項
- (3) 適用除外に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、方針の実施に関し必要な事項

3 知事は、広告景観形成地区を指定するときは、前項の方針を参酌して同項各号に掲げる事項を定めた広告物の表示又は掲出物件の設置に関する広告景観形成方針（以下「形成方針」という。）を定めるものとする。

4 広告景観形成地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第5条の規定による許可は、要しない。

5 前項の規定による許可の基準は、当該広告景観形成地区に係る形成方針によるものとし、当該形成方針に定めのない事項については、当該広告景観形成地区における一般規制規定によるものとする。

6 この条例又はこの条例に基づく規則の改正その他の事由により、形成方針が、当該広告景観形成地区における一般規制規定を緩和するものとなったときは、当該形成方針は、その緩和するものとなった部分について定めのないものとみなす。

7 知事は、相当の事由があると認めるとき又は市町村長の申請に基づき必要と認めるときは、形成方針を変更し、又は広告景観形成地区の指定を変更し、若しくは解除することができる。

（広告物協定）

第8条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（公共の用に供する土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物又は掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

2 広告物協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合において、当該広告物協定は、その定める事項に関し、当該広告物協定の目的となる土地の区域（公共の用に供する土地を含む。第1号において同じ。）

規則第3条
(P87)

規則第4条第1項、2項
(P87)

における一般規制規定（当該広告物協定が認定されないとしたときに当該区域に適用されるべきこの条例及びこの条例に基づく規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限の規定をいう。以下この条において同じ。）を緩和するものであってはならない。

- (1) 広告物協定の目的となる土地の区域（以下この条において「広告物協定地区」という。）
- (2) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置その他表示又は設置の方法に関する事項
- (3) 適用除外に関する事項
- (4) 広告物協定の有効期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関し必要な事項

3 知事は、広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的な支援等を行うことができる。

4 広告物協定地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第5条の規定による許可は、要しない。

規則第3条
(P87)

5 前項の規定による許可の基準は、当該広告物協定によるものとし、当該広告物協定に定めのない事項については、当該広告物協定地区における一般規制規定によるものとする。

6 この条例又はこの条例に基づく規則の改正その他の事由により、広告物協定が、当該広告物協定地区における一般規制規定を緩和するものとなったときは、当該広告物協定は、その緩和するものとなった部分について定めのないものとみなす。

7 広告物協定に係る土地所有者等は、当該広告物協定を変更し、又は廃止しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

規則第4条第3項
(P88)

8 知事は、相当の事由があると認めるときは、広告物協定の認定を取り消すことができる。

9 知事は、広告物協定について認定をし、変更若しくは廃止の認定をし、又は認定を取り消そうとするときは、あらかじめ当該広告物協定地区の所在する市町村長の意見を聴かななければならない。

(適用除外)

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件には、第3条から第5条まで、第6条第2項、第7条第4項及び前条第4項の規定は、適用しない。

- (1) 他の法令の規定により表示し、又は設置するもの
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定に基づく選挙運動（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動を含む。）のために表示し、又は設置するもの
- (3) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもの
- (4) 公益のため表示し、又は設置するもので、知事が認めるもの
- (5) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置するもの

規則第5条第1項 (P88)

| | |
|---|---|
| <p>で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(6) 臨時的、仮設的又は慣習的なもので、規則で定めるもの</p> <p>(7) 人、動物、車両、電車、汽車、船舶、航空機等に表示し、又は設置するもの</p> <p>2 次に掲げる広告物又は掲出物件（前項各号に掲げるものを除く。）には、第3条から第5条まで及び第6条第2項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 自家用広告物等（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は設置する掲出物件をいう。）で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>3 次に掲げる広告物又は掲出物件（第1項各号及び前項各号に掲げるものを除く。）については、第3条第1号、第7号、第13号及び第16号から第18号までの規定にかかわらず、知事の許可を受けて表示し、又は設置することができる。</p> <p>(1) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場への案内誘導を目的として表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件（公益性を有する物件で、それ自体が公衆の利便に供されるものをいい、知事が認めるものに限る。）に表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>4 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第5条の規定は、適用しない。</p> <p>（禁止広告物等）</p> <p>第10条 次に掲げる広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを放置してはならない。</p> <p>(1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料その他の表層物のはく離したものの</p> <p>(2) 著しく破損し、又は老朽したものの</p> <p>(3) 倒壊、落下又は飛散のおそれのあるもの</p> <p>(4) 信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げるおそれのあるもの</p> <p>(5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの</p> <p>（規格の設定）</p> <p>第11条 規則で定める広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定める規格（一定の種類 of 広告物若しくは掲出物件に共通する表示</p> | <p>規則第5条第2項 （P88）</p> <p>規則第5条第3項、第4項 （P88～89）</p> <p>規則第3条 （P87）</p> <p>規則第5条第5項 （P89）</p> <p>規則別表第2 （P98）</p> <p>規則第5条第6項 （P89）</p> <p>規則第6条（P89） 規則別表第3（P98）</p> |
|---|---|

又は設置の基準をいう。)に適合しなければならない。

(許可の基準)

第12条 第5条及び第6条第2項の規定による許可の基準は、規則で定める。

2 第3条各号若しくは第5条各号に掲げる地域若しくは場所又は広告物活用地区において、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物で、地上に設置されるもの(門及び扉を除く。))をいう。以下この項において同じ。)に表示する広告物又は設置する掲出物件の表示面積の合計は、当該建築物の壁面の面積に応じて規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

(許可の基準の特例)

第13条 この条例の規定による許可にあつては、当該広告物の表示又は掲出物件の設置が当該許可の基準に適合しない場合においても、知事がやむを得ないと認めるとき又は当該広告物の表示若しくは掲出物件の設置が良好な景観を形成し、若しくは風致の向上に寄与すると認めるときは、高知県屋外広告物審議会の意見を聴いて(許可をする期間が1年以内で、当該許可の期間の更新の許可をしないときを除く。)当該許可をすることができる。

2 知事は、前項の許可をする場合においては、許可の期間の更新を許可できる最長の期限を定めることができる。

(許可の期間及び条件)

第14条 知事は、この条例の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年以内で、広告物又は掲出物件の種類ごとに規則で定める期間を超えることができない。

(許可の期間の更新の許可)

第15条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件を当該許可の期間を経過した後も引き続き表示し、又は設置しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

(変更等の許可)

第16条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。

第2節 表示又は設置する者等の義務

(表示又は設置等の完了の届出義務)

第17条 この条例の規定による許可(許可の期間の更新の許可を除く。)を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該許可に係る広告物

規則第7条(P89)

規則別表第4、5
(P99、100)

規則第8条(P89)

規則別表第6(P100)

規則第9条
(P89)

規則第9条、10条
(P89)

規則第11条
(P90)

の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの変更若しくは改造を完了したときは、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物又は掲出物件については、この限りでない。

(許可証票の表示義務)

第18条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、知事が交付する許可証票を当該許可に係る広告物又は掲出物件（道路に面した箇所等容易に当該許可証票を確認できる箇所に限る。）にはり付けておかなければならない。ただし、許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

(管理義務)

第19条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。

2 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件を管理する者を置かなければならない。この場合において、規則で定める広告物又は掲出物件を管理する者は、法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（第43条第1項第1号において「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者でなければならない。

3 前項の広告物又は掲出物件を管理する者は、県内に住所を有する者でなければならない。

(表示又は設置する者等の変更の届出義務)

第20条 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は前条第2項の広告物若しくは掲出物件を管理する者について変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は前条第2項の広告物若しくは掲出物件を管理する者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったときは、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(除却義務及び除却等の届出義務)

第21条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間を経過したとき若しくは第23条の規定に基づき許可を取り消されたとき又は当該広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する必要がなくなったときは、20日以内に当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第52条第2項から第5項までに規定する広告物又は掲出物件について、同条第2項から第5項までの規定に基づく期間を経過した場合においても、同様とする。

規則第12条
(P90)

規則第13条
(P90)

規則第14条
(P90)

2 この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は第19条第2項の広告物若しくは掲出物件を管理する者は、この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を除却したとき又は当該広告物若しくは掲出物件が滅失したときは、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(手続、処分等の効力の承継)

第22条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により、従前のこれらの者がした手続その他の行為は新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分その他の行為は新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第3節 違反に対する措置等

(許可の取消し)

第23条 知事は、この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第14条第1項の規定に基づき付された許可の条件に違反したとき。
- (2) 第16条の規定に違反して広告物若しくは掲出物件を変更し、又は改造したとき。
- (3) 次条第1項の規定に基づく措置の命令に従わなかったとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置)

第24条 知事は、この条例又はこの条例に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件について、当該広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定に基づく措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(違反広告物である旨の表示)

第25条 知事は、前条第1項の規定に基づき措置を命じた場合において、当該措置を命ぜられた者が措置を行うべき期限を経過しても当該措置を行わない

ときは、当該広告物又は掲出物件にこの条例の規定に違反する旨の表示をすることができる。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第26条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びその広告物若しくは掲出物件を除却した日時
- (3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第27条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間）、規則で定める場所に前条各号に掲げる事項を掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第31条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を高知県公報に登載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第28条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を考慮して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第29条 知事は、法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件を売却するときは、競争入札によるものとする。ただし、入札者のいない広告物又は掲出物件その他競争入札によることが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第30条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月

規則第17条第1項
(P90)

規則第17条第2項、3項
(P90)

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手續)

第31条 知事は、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物若しくは掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

第32条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査すること(以下この条において「立入検査等」という。)ができる。

2 知事は、立入検査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。

3 立入検査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(簡易除却に係る身分証明書)

第33条 法第7条第3項又は第4項の規定に基づき、この条例の規定に違反して表示された広告物又は設置された掲出物件を除却する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第34条 県内(高知市の区域を除く。以下同じ。)において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

規則第18条
(P91)

規則第19条
(P91)

法第7条第3項、第4項
(P51)

規則第19条(P91)

規則第20条
(P91)

(登録の申請)

第35条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、知事に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所
- (2) 県内において営業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地
- (3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所
- (5) 営業所ごとに選任される第43条第1項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第37条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第36条 知事は、前条の規定により登録の申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第37条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第35条第1項の登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第47条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第34条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第47条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第47条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2

規則第21条
(P91)

規則第24条第2項
(P92)

規則第22条
(P91)

規則第23条第1項、2項
(P92)

規則第22条
(P91)

年を経過していない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人で、その役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 営業所ごとに第43条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第38条 屋外広告業者は、第35条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第35条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第39条 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第40条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第41条 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第47条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第42条 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を必要に応じ開催するものとする。

(業務主任者の設置)

規則第24条

(P92)

規則第23条第3項

(P92)

規則第25条

(P92)

規則第26条、第27条

(P92～93)

第43条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 登録試験機関が広告物の表示又は掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条の講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）又は中核市（同法第252条の22第1項の中核市をいう。）の行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）により、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であつて、その職種又は訓練科が広告美術に係るもの

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括を行うものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第45条に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。
(標識の掲示)

第44条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第45条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導等)

第46条 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(登録の取消し等)

第47条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第37条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第38条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

規則第22条第2項第1号
(P91)

規則第13条
(P90)

規則第28条
(P93)

規則第29条
(P93)

2 第37条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。
(監督処分簿の備付け等)

第48条 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日、内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(報告及び検査)

第49条 知事は、県内において屋外広告業を営む者に対し、特に必要があると認めるときは、その営業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 高知県屋外広告物審議会

(審議会)

第50条 広告物又は掲出物件に関する重要事項を調査審議するため、高知県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 知事は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第3条から第5条までの規定により地域若しくは場所又は物件を指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。

(2) 第6条第1項又は第3項の規定に基づき広告物活用地区として指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。

(3) 第7条第1項又は第7項の規定に基づき広告景観形成地区として指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。

(4) 第7条第3項又は第7項の規定により形成方針を定め、又は変更しようとするとき。

(5) 第8条第1項、第7項又は第8項の規定に基づき広告物協定について認定をし、変更若しくは廃止の認定をし、又は認定を取り消そうとするとき。

(6) 第9条第1項第5号、第2項若しくは第3項又は第12条の基準を定め、又は変更しようとするとき。

(7) 第9条第1項第6号に掲げる広告物若しくは掲出物件を定め、又は変更しようとするとき。

(8) 第11条の規格を定め、又は変更しようとするとき。

(9) 第16条ただし書の軽微な変更又は改造について定め、又は変更しよう

規則第30条
(P94)

規則第19条
(P91)

規則第31条～38条
(P94～95)

とするとき。

- 3 知事は、第13条第1項及び前項の規定によるほか、重要と認める事項について審議会の意見を聴くことができる。
- 4 審議会は、広告物又は掲出物件に関する事項について知事に建議することができる。
- 5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(手数料の納付等)

第51条 この条例の規定による許可又は登録を受けようとする者は、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

条例別表
(P83)

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、前項の手数料を免除することができる。
 - (1) 第9条第4項の政治団体が、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするとき。
 - (2) 第7条又は第8条に規定する広告景観形成地区又は広告物協定の制度の促進を図るために知事が必要と認めるとき。
- 3 知事は、前項各号に掲げる場合のほか、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 第34条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けようとする者は、登録1件につき、10,000円の手数料を納付しなければならない。
- 5 第42条の講習会を受講しようとする者は、受講1回につき、3,400円の手数料を納付しなければならない。
- 6 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(告示及び経過措置)

- 第52条** 知事は、第3条から第5条までの規定により地域若しくは場所又は物件を指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除したとき及び第6条第1項又は第3項の規定に基づき広告物活用地区として指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。
- 2 前項の指定又は変更若しくは解除の際現にこの条例の規定により適法に表示された広告物又は設置された掲出物件(次項に規定するものを除く。)については、前項の規定による告示のあった日の翌日から起算して3年間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。当該期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合において当該期間を経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、また同様とする。
 - 3 第1項の指定又は変更若しくは解除の際現にこの条例の規定により許可を受けて表示された広告物又は設置された掲出物件については、当該許可

の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、同項の規定による告示のあった日の翌日から起算して3年間を超えることができない。

4 第3条から第5条までの規定が適用された際現にこの条例の規定により適法に表示された広告物又は設置された掲出物件（前2項及び次項に規定するものを除く。）については、当該適用の日の翌日から起算して3年間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。当該期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合において当該期間を経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

5 第3条から第5条までの規定が適用された際現にこの条例の規定により許可を受けて表示された広告物又は設置された掲出物件（第2項及び第3項に規定するものを除く。）については、当該許可の期間は、なお従前の例により表示し、又は設置し、及び当該許可の期間を経過した後引き続き許可の期間の更新の許可を受けて表示し、又は設置することができる。この場合において、当該許可の期間は、当該適用の日の翌日から起算して3年間を超えることができない。

6 知事は、第7条第1項、第3項又は第7項の規定に基づき広告景観形成地区として指定し、若しくは当該指定を変更し、若しくは解除し、又は形成方針を定め、若しくは変更したとき及び第8条第1項、第7項又は第8項の規定に基づき広告物協定について認定をし、変更若しくは廃止の認定をし、又は認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。（適用上の注意）

第53条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（委任）

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

（罰則）

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- （1）第34条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- （2）不正の手段により第34条第1項又は第3項の登録を受けた者
- （3）第47条第1項の規定に基づく営業の停止の命令に違反した者

第56条 第24条第1項の規定に基づく措置の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第5条まで、第6条第2項、第7条第4項、第8条第4項又は第9条第3項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第16条の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第21条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (4) 第38条第1項の規定による届出をせず、又は同項の規定による届出について虚偽の届出をした者
- (5) 第43条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第32条第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第49条第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第55条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第40条第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第44条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第45条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第29条の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から6月（当該期間内にこの条例による改正後の高知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、新条例の規定による登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、当該者が当該による登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請

期間内に新条例の規定について新条例の規定による登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 高知県立自然環境保全公園条例（昭和48年高知県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項を第14条第1項に改める。

別表（第51条関係）

| 広告物又は掲出物件の区分 | | 単位 | 手数料 |
|---|---|----------|---|
| はり紙 | | 100枚までごと | 500 |
| はり札 | | 10枚までごと | 500 |
| はり紙及びはり札以外の広告物又は掲出物件で、許可の期間が規則で6月以内と定められているもの | | 1基 | 600 |
| 上記以外の広告物 又は掲出物件 | 表示面積（広告物を掲出する物件にあっては、表示可能面積）が 2平方メートル未満のもの | 1基 | 1,400 |
| | 2平方メートル以上 5平方メートル未満のもの | | 2,300 |
| | 5平方メートル以上 10平方メートル未満のもの | | 3,500 |
| | 10平方メートル以上 15平方メートル未満のもの | | 5,500 |
| | 15平方メートル以上 20平方メートル未満のもの | | 6,900 |
| | 20平方メートル以上 30平方メートル未満のもの | | 9,500 |
| | 30平方メートル以上 40平方メートル未満のもの | | 12,700 |
| | 40平方メートル以上 50平方メートル未満のもの | | 17,000 |
| | 50平方メートル以上のもの | | 20,100円に50平方メートルを超える面積が10平方メートルごと（10平方メートル未満の端数は、切り捨てる。）に3,100円を加算して得た額 |